

ニセコ町農業集落排水事業経営戦略

平成29年3月
ニセコ町

ニセコ町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : ニセコ町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	6.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(昆布処理区:蘭越町・ニセコ町)		
処理場数	0(隣接する蘭越町の農業集落排水施設に接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町においては、公共下水道による集合処理や合併処理浄化槽による個別処理を推進していますが、蘭越町に隣接する西富地区(計画人口70人)については、当初より蘭越町との広域での農業集落排水事業として実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<一般用> 基本使用料 10m ³ まで 1,670円/月 超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	<営業用> 基本使用料 20m ³ まで 3,030円/月 超過使用料 1m ³ 増すごとに 150円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	-				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,130 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,403 円
	平成26年度	3,170 円		平成26年度	3,494 円
	平成27年度	3,170 円		平成27年度	3,434 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	農業集落排水事業は、簡易水道事業、公共下水道事業と併せ、上下水道課で実施しています。上下水道課の職員数は3名です。下水道事業発足当時は、職員数7名で経営していましたが、業務委託の実施を行いつつ、職員の削減に取り組む現在に至っています。
事業運営組織	上記のとおり、簡水・下水・農集の3公営事業を一部署で実施することにより、事務の効率化、運営効率向上を図っています。また、財務面では財政部署との連携を図っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	当町の農業集落排水事業は、隣接する蘭越町との広域事業として実施しています。当町分は末端管渠の一部のみとなっており、処理場は持たず、蘭越町管渠に接続している方法となっていることから、各種の取組については、蘭越町と連携を図りながら、全体での経営効率化の検討を進めていきます。
	イ 指定管理者制度	同上
	ウ PPP・PFI	同上
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	当町では処理場を有していませんが、各種の取組については、蘭越町と連携を図りながら、全体での経営効率化の検討を進めていきます。なお、現在、蘭越町の処理場で発生する汚泥については、脱水後、蘭越町の堆肥化施設で生ごみ等と混合のうえ堆肥化し、一般町民へ提供し資源循環を図っています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当町の農業集落排水事業施設は管渠及びマンホールポンプ所(1か所)のみであり、該当する施設はありませんが、各種の取組については、蘭越町と連携を図りながら、全体での経営効率化の検討を進めていきます。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
この経営比較分析表では、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況や課題を簡明に把握することが可能となります。

経営比較分析表

北海道 ニセコ町

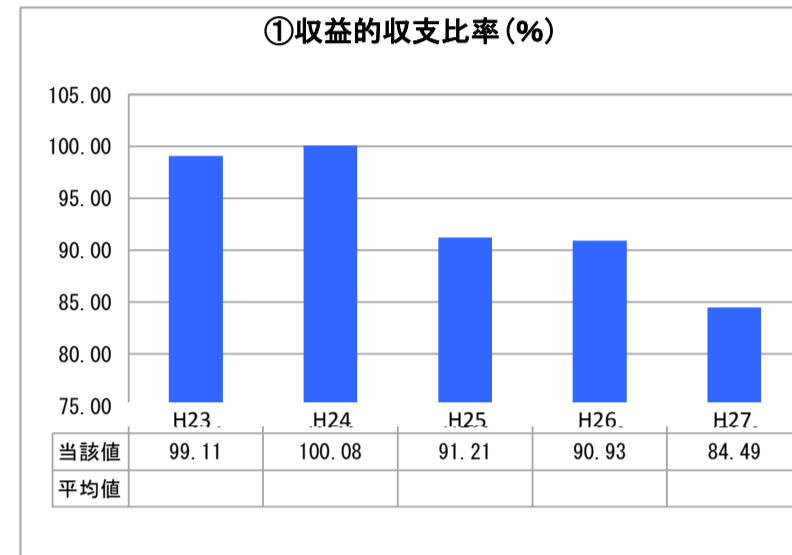
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.64	90.25	3,170

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,056	197.13	25.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
31	0.05	620.00

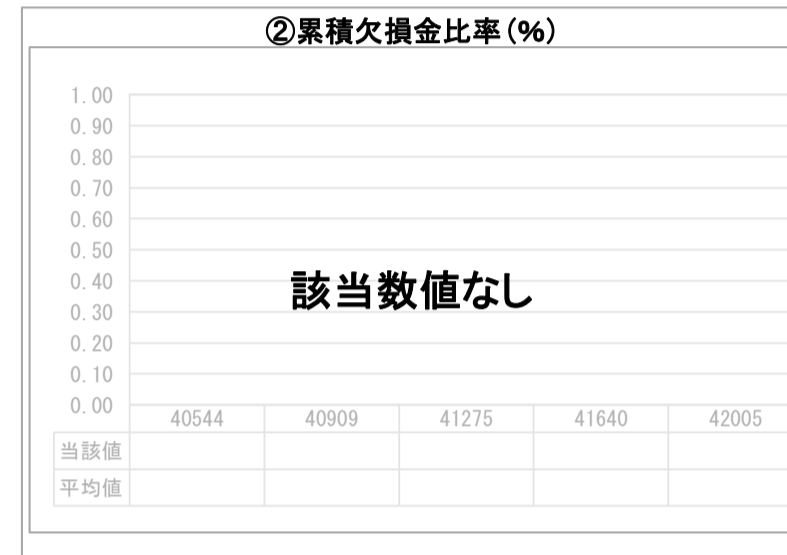
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

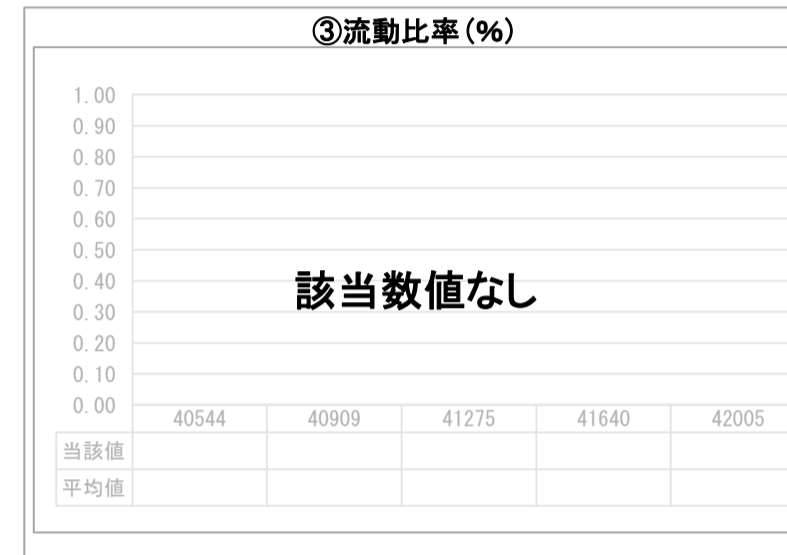
1. 経営の健全性・効率性



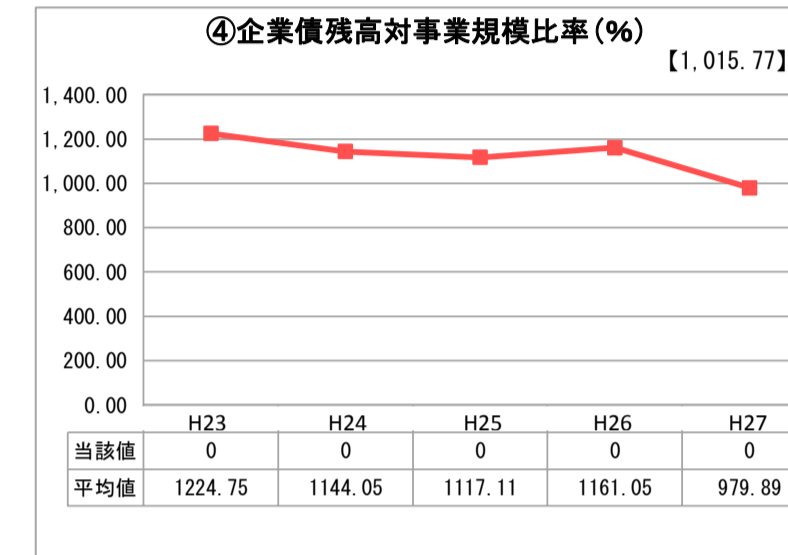
「単年度の収支」



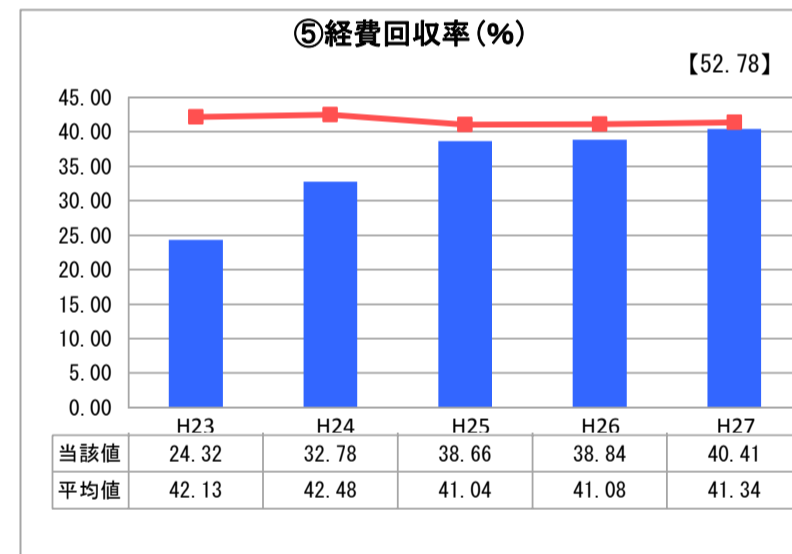
「累積欠損」



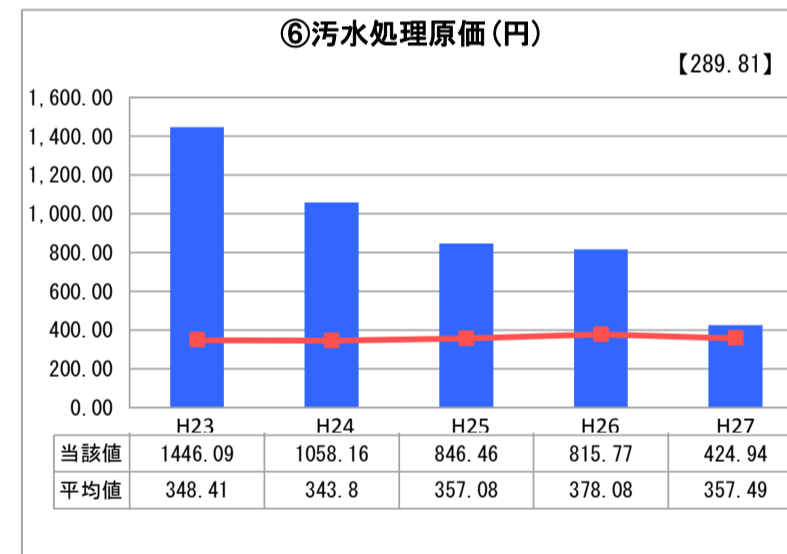
「支払能力」



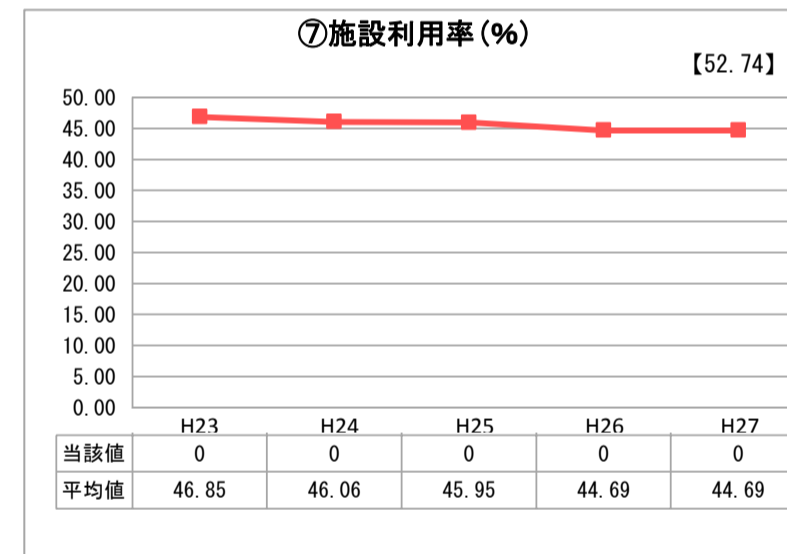
「債務残高」



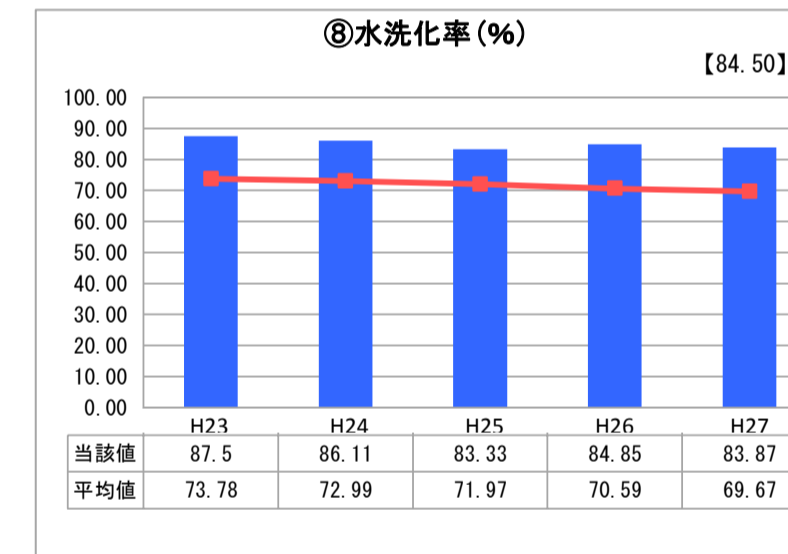
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

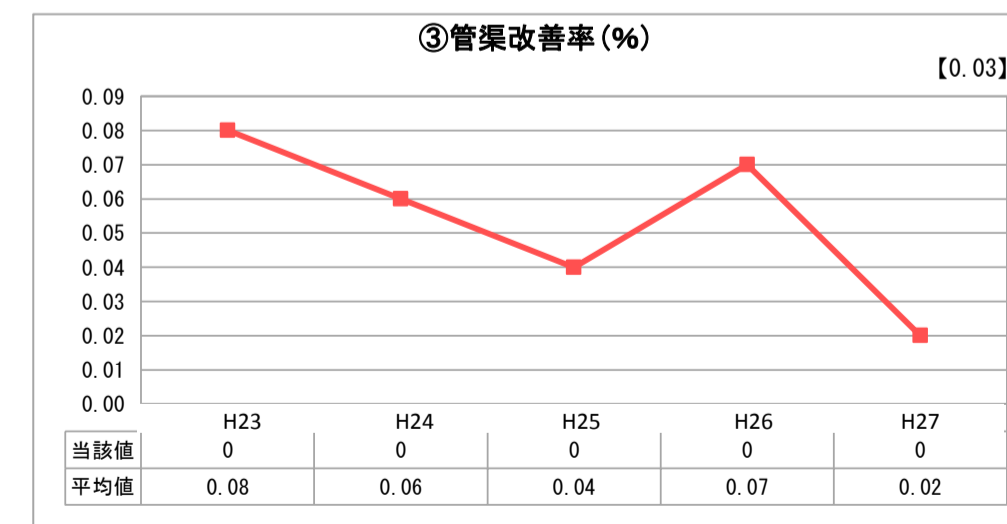
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業については、隣接する蘭越町との広域事業として実施している。本町分については、末端管渠の一部のみとなっており、処理場は持たず、蘭越町管渠に接続している方法となっている。このため、本町分のみを切り取ってみると事業規模が極めて小さくなるため、数値の変動も大きく、類似比較等(汚水処理原価等)では留意する必要がある。

2. 老朽化の状況について

供用開始してから10年以上経過しているが、管渠更新について当面問題ないと考えている。引き続き、管渠清掃やマンホール補修など適正な維持管理に努めていく。処理場の設備更新等については、広域事業として蘭越町と連携しながら計画的に実施していく必要がある。

全体総括

事業としての規模、諸条件(処理区域内人口、人口密度、地理的条件)を考慮しつつ、広域事業として蘭越町と連携を図りながら、全体の経営効率化の検討を進めていく。また、限られた内容となるが町単独の取り組みとして更なる水洗化率向上等を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

本町の生活排水は、公共下水道、農業集落排水の集合処理と、浄化槽による個別処理によって処理されています。
本町は農業集落排水事業の経営を通じ、「環境モデル都市」として水環境を保全していくとともに、公衆衛生の向上等により快適な暮らしの確保を図っていきます。また、国際観光リゾートを有することからも、必要不可欠な社会基盤として汚水の適正処理による環境対策と資源の循環を推進し、本町の価値・魅力の向上を持続的に図っていくことにより、第5次総合計画に掲げる「環境創造都市ニセコ」の実現に寄与していきます。

【基本方針】

(環境の保全・改善、循環)

汚水の適正処理により水環境を保全するとともに、発生する汚泥の堆肥化など資源循環を進め、環境対策に努めます。

(住みよい快適な暮らし、国際観光リゾートへの貢献)

公衆衛生の向上と快適な暮らしを確保し、循環型社会システムを構築していくことで、社会基盤機能や国際観光リゾートとしての魅力の維持・発展に貢献します。

(農業集落排水事業の持続的経営)

広域事業として実施している蘭越町と連携のうえ、効率的な整備、運営により経営の健全化に努めるとともに、適切な維持管理により施設を保持し、将来にわたる持続的な経営の確立に取り組んでいきます。

○主な取り組み

・施設の長寿命化 ・不明水対策 ・処理区域内人口の維持・増加(住宅不足解消、移住・定住)、・水洗化率の向上、・料金体系の見直し

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度				平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算見込	平成29年度 予算									
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	7,166	3,959	4,910	4,582	5,609	4,603	4,712	4,793	5,039	5,883	4,898	4,914	4,928
	(1) 営 業 収 益 (B)	454	493	445	403	442	437	432	427	422	417	412	407	402
	ア 料 金 収 入	454	493	445	401	440	435	430	425	420	415	410	405	400
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	(2) 営 業 外 収 益	6,712	3,466	4,465	4,179	5,167	4,166	4,280	4,366	4,617	5,466	4,486	4,507	4,526
	ア 他 会 計 繰 入 金	6,712	3,466	4,465	4,179	5,167	4,166	4,280	4,366	4,617	5,466	4,486	4,507	4,526
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	1,988	1,981	3,087	2,855	3,809	2,808	2,814	2,777	2,890	3,701	2,688	2,669	2,648
	(1) 営 業 費 用	1,169	1,220	2,370	2,171	3,182	2,228	2,281	2,292	2,454	3,295	2,312	2,324	2,336
	ア 職 員 給 与 費													
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	1,169	1,220	2,370	2,171	3,182	2,228	2,281	2,292	2,454	3,295	2,312	2,324	2,336
	(2) 営 業 外 費 用	819	761	717	684	627	580	533	485	436	406	376	345	312
ア 支 払 利 息	819	761	717	684	627	580	533	485	436	406	376	345	312	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,178	1,978	1,823	1,727	1,800	1,795	1,898	2,016	2,149	2,182	2,210	2,245	2,280	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	688	734	899	1,068	1,040	1,091	1,035	965	2,881	5,898	2,920	2,937	2,954
	(1) 地 方 債									2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	688	734	899	1,068	1,040	1,091	1,035	965	881	2,398	920	937	954
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										1,500			
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,893	2,705	2,749	2,795	2,840	2,886	2,933	2,981	5,030	8,080	5,130	5,182	5,234
	(1) 建 設 改 良 費									2,000	5,000	2,000	2,000	2,000
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	5,893	2,705	2,749	2,795	2,840	2,886	2,933	2,981	3,030	3,080	3,130	3,182	3,234
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5,205	△ 1,971	△ 1,850	△ 1,727	△ 1,800	△ 1,795	△ 1,898	△ 2,016	△ 2,149	△ 2,182	△ 2,210	△ 2,245	△ 2,280	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	(E)+(I)	(J)	決算	決算	決算見込	予算									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 27	7	△ 27										
積 立 金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)		97	70	77	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
前年度繰上充用金	(M)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	70	77	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実 質 収 支	(N)-(O)		70	77	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	黒字 (P)														
	赤字 (Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		90.9	84.5	84.1	81.1	84.4	80.8	82.0	83.2	85.1	86.8	84.2	84.0	83.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	454	493	445	403	442	437	432	427	422	417	412	407	402
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)		454	493	445	403	442	437	432	427	422	417	412	407	402
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)		48,086	45,381	42,632	39,836	36,997	34,111	31,178	28,196	27,166	26,087	24,956	23,775	22,541

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円 単位:千円)

区 分	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
			決算	決算	決算見込	予算									
収益的収支分			6,712	3,466	4,465	4,179	5,167	4,166	4,280	4,366	4,617	5,466	4,486	4,507	4,526
	うち基準内繰入金		6,712	3,466	3,466	3,479	3,467	3,466	3,466	3,466	3,466	3,486	3,506	3,527	3,546
	うち基準外繰入金				999	700	1,700	700	814	900	1,151	1,980	980	980	980
資本的収支分			688	734	899	1,068	1,040	1,091	1,035	965	881	2,398	920	937	954
	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金		688	734	899	1,068	1,040	1,091	1,035	965	881	2,398	920	937	954
合 計			7,400	4,200	5,364	5,247	6,207	5,257	5,315	5,331	5,498	7,864	5,406	5,444	5,480

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>(投資の目標に関する事項、平準化に関する事項) 現在、面整備は完了しているため、今後は維持管理・施設更新への投資が主となっていきます。 本町施設については供用開始後10年程度と比較的新しい施設となっていますので、本町分については計画期間中の大規模投資は見込んでいません。 今後の施設更新実施にあたっては、施設の長寿命化を図るため、平成35年度目途に最適整備構想を策定し、計画的かつ効率的な更新対策を進め、投資の平準化・経営の安定化に努めます。なお、構想策定時の施設状況によっては平成36年度から前倒しでの施設更新着手も検討していきます。 また、本町が接続している蘭越町の処理場について平成34年度より長寿命化更新を予定していることから、本町分の負担金を計上しています。</p> <p>(管渠、処理場等の建設・更新に関する事項) 管渠については、供用開始から経過年数が少ないため、当面は大規模更新等は見込んでいませんが、管渠清掃やマンホール補修など適正な維持管理に努めていきます。</p> <p>(防災・安全対策に関する事項) 各施設の更新計画策定の際は、必要とされる対策の実施を検討していきます。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>(財源の目標に関する事項) 平成35年度目途に、最適整備構想を策定する予定としています。当面は計画期間内での大規模投資は予定していませんが、この最適整備構想に基づく今後の更新事業については補助金や地方債などの財源を見込み、計画的な更新を図ります。</p> <p>(使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項) 人口ビジョンにより、今後、町全体では人口の維持・微増が見込まれていますが、当事業がカバーする西富地区については、人口は微減傾向になるとして使用料収入を見込んでいます。事業規模等から、今後も一般会計繰入金が必要となる見込みです。 一般会計の負担軽減と農業集落排水事業経営の健全化に向けて、簡易水道事業で検討が進められている料金体系の見直しに併せ、住民の理解を得つつ、適宜の料金体系見直しを検討していきます。</p> <p>(企業債に関する事項) 平成34年度以降、蘭越町の処理場更新にかかる建設改良費については下水道事業債及び過疎対策事業債を計画しています。</p> <p>(繰入金に関する事項) 汚水処理費のうち使用料収入で回収できない分や公共用水域の水質保全等の公益性から一般会計にて相応の負担すべき分について、繰入金として計上しています。各種の取組みにより経営の効率化・健全化を図り、一般会計繰入金の縮小に努めていきます。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>(職員給与費に関する事項) 現在、簡易水道事業特別会計及び公共下水道会計を含めた3特別会計について、一部署で実施することにより、事務の効率化、運営効率向上、技術系職員の確保を図っており、農業集落排水事業特別会計においては、3会計の事業規模により人件費を計上していません。</p> <p>(修繕費に関する事項) 修繕費を適正に計上し、予防的修繕も計画的に実施することにより、トータルでのコスト軽減を図っていきます。</p> <p>(動力費・薬品費・委託費に関する事項) 主体となる蘭越町と連携を図り、より安定的かつ効率的・経済的な経営に努めていきます。</p> <p>(その他投資以外の経費に関する事項) 平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しました。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	面整備が完了し、処理区域外については浄化槽の設置促進を図っている状況にありますが、一方で人口が増加傾向にあり、慢性的な住宅不足状況が続いていることも考慮のうえ、新規投資の必要性が生じた場合には費用対効果の評価のもと最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	今後の老朽化施設の更新にあたっては、平成35年度目途に策定する最適整備構想のもと、長寿命化・ライフサイクルコストの観点及び優先順位付の方針により投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFI等の活用は、蘭越町と連携のうえ、情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
その他の取組	平成35年度目途に最適整備構想を策定し、計画的かつ効率的な更新対策を進め、投資の平準化・経営の安定化に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	簡易水道事業で検討が進められている料金体系の見直しに併せ、使用者の適正な費用負担について検討し、必要な場合は住民理解を得て、料金体系の見直しを図っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	本町として現在は、該当する資産、計画はありませんが、蘭越町と連携のうえ、エネルギーの有効活用など情報収集に努め、収入増・経費節減につながるものは、積極的に検討していきます。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	蘭越町と連携のうえ、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業会計としては人件費の計上はありませんが、簡水・下水会計を含めた3会計としては、技術系職員の確保手法など、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
動力費に関する事項	蘭越町と連携のうえ、経済面・環境面から最適な契約先について検討していきます。
薬品費に関する事項	蘭越町と連携のうえ、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
修繕費に関する事項	修繕費の適正計上によるトータルコストの軽減を図りつつ、発注方法の工夫・見直しなども進めていきます。
委託費に関する事項	蘭越町と連携のうえ、新たな制度・取組について情報収集に努め、効率的な運営について常に検討していきます。
その他の取組	継続して不明水対策や収納率向上に取り組み、経営の安定化を図ります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	都度、進捗状況を確認、検証するとともに、蘭越町の経営戦略とも整合性を図り、必要に応じて見直しを行います。
---------------------	--